

住所変更により必要となる手続きは？



市役所関係

9月1日付けで住所表示が「胎内市」
に変わることにより必要となる手続き等
について、お知らせいたします。



項 目	対 象 者	必要となる手続き等	問い合わせ先
住民票		住所変更の手続きは必要ありません。	中条町役場 町民福祉課 黒川村役場 住 民 課
戸籍		本籍変更の手続きは必要ありません。	
住民票コード		住民票コードは合併後も変わりません。	
住民基本台帳カード	左記カードをお持ちの方	住所変更については、市役所または支所でカードの裏面に住所を記載いたします。	
印鑑登録証（印鑑手帳）	左記登録証（印鑑手帳）をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新市の印鑑登録証はカード式です。旧町村のカードまたは手帳は無償で新市のカードに交換いたします。交換方法については、後日お知らせいたします。	
外国人登録証明書	左記の証明書をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 市役所または支所への来庁時、申し出により住所変更を裏書き等で修正いたします。	
公的個人認証サービス（電子証明書）	左記の証明書をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	
国民健康保険被保険者証 退職被保険者証（マル退） 修学中の者の被保険者証（マル学）	左記の被保険者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい被保険者証を8月末までに郵送しますので、9月1日からは新しい被保険者証をお使いください。	
国民健康保険高齢受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 9月1日からは被保険者証の中に印字されます。そのまま使用できます。	
国民健康保険標準負担額認定証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい認定証を8月末までに郵送しますので、9月1日からは新しい認定証をお使いください。	
国民健康保険特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受療証を8月末までに郵送しますので、9月1日からは新しい受療証をお使いください。	
老人保健医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給者証を8月末までに郵送しますので、9月1日からは新しい受給者証をお使いください。	
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい認定証を8月末までに郵送しますので、9月1日からは新しい認定証をお使いください。	
老人保健特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受療証を8月末までに郵送しますので、9月1日からは新しい受療証をお使いください。	
介護保険被保険者証	介護認定を受けている方	（中条町民の方） 住所変更の手続きは必要ありません。 これまでの被保険者証はそのまま使用できます。 （黒川村民の方） 住所変更の手続きは必要ありません。 新しい被保険者証を8月末までに郵送しますので、9月1日からは新しい被保険者証をお使いください。	
	介護認定を受けていない方	住所変更の手続きは必要ありません。 被保険者証はそのまま保管してください。	

項 目	対 象 者	必要となる手続き等	問い合わせ先
介護保険標準負担額減額認定証 介護保険特定標準負担額減額認定証 訪問介護利用者負担額減額認定証 社会福祉法人等利用者負担減免確認証	左記の認定証、 確認証をお持ちの方	(中条町民の方) 住所変更の手続きは必要ありません。 これまでの認定証、確認証はそのまま使用できます。 (黒川村民の方) 住所変更の手続きは必要ありません。 新しい認定証、確認証を8月末までに郵送しますので、9月1日からは新しい認定証、確認証をお使いください。	中条町役場 町民福祉課 黒川村役場 住 民 課
老人医療費受給者証(県老) 限度額適用認定証(県老)	左記の受給者証、 認定証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給者証、認定証を8月末までに郵送しますので、9月1日からは新しい受給者証、認定証をお使いください。	
乳幼児医療費受給者証 (乳・県幼・単幼)	左記の受給者証 をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給者証を8月末までに郵送しますので、9月1日からは新しい受給者証をお使いください。	
ひとり親家庭等医療費受給者証 (県親)	左記の受給者証 をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給者証を8月末までに郵送しますので、9月1日からは新しい受給者証をお使いください。	
重度心身障害者医療費受給者証 (県障)	左記の受給者証 をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	
身体障害者手帳	左記手帳をお持ちの方	新市で出来る限り速やかに住所の書き替えを行います。その場合、原則として本人から「身体障害者手帳交付申請(届出)書」を提出していただくことになります。 なお、書き替えについては、対象の方に後日ご連絡します。	
療育手帳	左記の手帳をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 更新する時に書き替えを行います。 なお、特に希望する方には更新前でも書き替えを行います。その場合、「療育手帳変更届」を提出していただくことになります。	
犬の登録	犬の飼い主の方	住所変更の手続きは必要ありません。	中条町役場 健康開発課 黒川村役場 住 民 課
精神障害者医療費受給資格証	左記の受給資格 証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給資格証を3月末までに郵送しますので、4月1日からは新しい受給資格証をお使いください。旧住所の受給資格証は使用できません。	
交通災害共済	交通災害共済 加入者	住所変更の手続きは必要ありません。	中条町役場 総 務 課 黒川村役場 総 務 課
原動機付自転車・小型特殊自動車のナンバープレート	左記の所有者	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、ナンバープレートは希望により、無償で交換いたします。	中条町役場 税 務 課 黒川村役場 企画財政課
町村税(町村県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)	納税義務者	住所変更の手続きは必要ありません。 町村税はお持ちの納付書でお納めください。	中条町役場 農業委員会事務局 黒川村役場 農業委員会事務局
農業者年金	年金に加入・受給されている方	住所の変更手続きは必要ありません。	
水道・下水道	町村が管理する水道・下水道の加入者	住所変更の手続きは必要ありません。 使用料はお持ちの納付書でお納めください。	中条町役場 上下水道課 黒川村役場 建 設 課
町村営住宅	入居者	住所変更の手続きは必要ありません。 住宅使用料(家賃)はお持ちの納付書でお納めください。	中条町役場 町民福祉課 黒川村役場 建 設 課

新市では、**合併証明書**を発行する予定です。

通常は必要ありませんが、都合により土地・家屋登記簿の名義変更、会社等の商業登記、法人登記の代表者の住所変更登記、事務所の位置の変更等で必要になる場合があります。

書面交付(証明)手数料は無料とする予定です。

国・県・その他の手続き

項 目	対 象 者	必要となる手続き等	問い合わせ先
食品表示関係	容器包装に所在地を記載している加工食品等の製造者	食品衛生法及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）による製造者の表示は、合併日（9月1日）以降に製造されるものは、新市の住所で表示することが義務付けられていますが、合併後当分の間は、合併前の住所での表示が認められます。	食品衛生法関係 新潟県福祉保健部 生活衛生課 (025-280-5205) JAS法関係 新潟県農林水産部 食品・流通課 (025-280-5743)
郵便物の配達	郵便物関係	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、旧町村名で住所が記載された郵便物であっても可能な限り調査の上、配達されることとなりますが、できるだけ新住所を書いていただくよう差出人の方にお知らせ願います。	最寄りの郵便局
簡易保険	加入者	住所変更の手続きは必要ありません。	
郵便貯金	預金者	住所変更の手続きは必要ありませんが、通帳等の住所の訂正を希望される方は、合併後にお近くの郵便局に申し出てください。 なお、非課税制度ご利用の方は住所変更の手続きが必要です。	
車庫証明	普通自動車を所有されている方	合併後においても、すでに受けている車庫証明の住所・保管場所についての変更手続きは必要ありません。 また、黒川村は法律の改正がない限り従来どおり車庫証明の申請は必要ありません。	中条警察署 (0254-43-0110)
旅券（パスポート）	旅券をお持ちの方、または申請される方	住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの『所持人記入欄』の現住所をご自身で訂正してください。 ただし、他のページに書き込みをすると旅券（パスポート）が無効になりますので、ご注意ください。 旅券（パスポート）発給申請のために申請する住民票・戸籍謄（抄）本は、発行後6ヵ月以内のものであれば、合併前のものでも使用できます。また、旅券申請の際に提示いただく免許証、保険証などの本人確認書類も有効期限内であれば合併前のものでも使用できます。	新発田県民 サービスセンター （新発田地域 振興局内） (0254-22-8602)
国民年金・厚生年金の受給者	年金を受給されている方	住所変更の手続きは必要ありません。	新発田社会保険 事務所 (0254-23-2125)
国民年金加入者	年金に加入されている方	住所変更の手続きは必要ありません。	
厚生年金加入事業者	厚生年金加入事業所	住所変更の手続きは必要ありません。	
政府管掌健康保険（社会保険）	被保険者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、2町村に住所を有する適用事業所の被保険者に係る健康保険被保険者証は、記号が変更となるため交換（更新）が必要になります。なお、交換（更新）は、事業主を経由して行われます。	
精神障害者保健福祉手帳の記載事項の変更	手帳をお持ちの方	次回更新時に変更されますので、特別な手続きは必要ありません。	新潟県健康対策課 (025-285-5511 内線2661)
通院医療費公費負担患者票の記載事項の変更	患者票の交付を受けている方	次回更新時に変更されますので、特別な手続きは必要ありません。	
質屋営業許可の申請	許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	新潟県警察本部 生活安全企画課 (025-285-0110)
古物営業許可の申請	許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	
風俗営業許可の申請	許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	
鉄砲刀剣類所持許可の申請	許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	
猟銃用火薬類譲受（譲渡）許可の申請	許可証等の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	

項 目	対 象 者	必要となる手続き等	問い合わせ先
警備業の認定申請	申請をされている方	住所変更の手続きは必要ありません。	新潟県警察本部 生活安全企画課 (025-285-0110)
警備員指導教育責任者資格者証	資格者証をお持ちの方	住所所更の手続きは必要ありません。	
機械警備業務管理者資格者証	資格者証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	
不動産(土地・建物)登記簿	不動産を所有されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 不動産登記簿の表題部の所在については法務局が職権で修正します。また、その他所有者欄等の住所は職権での修正はしませんが、読み替え規定により、そのままでも問題はありません。 なお、新市名に変更を希望する方は、申請書を作成し提出することにより変更することができます。変更する場合、登記申請する際の登録免許税は免除されます。	新潟地方務局 新発田支局 (0254-24-7101)
会社等の商業登記・法人登記等	会社・法人の代表者等	住所変更の手続きは必要ありません。 本店もしくは主たる事務所の住所については法務局が職権で修正します。	
	会社・法人等の印鑑カードをお持ちの方	引き続きご使用できます。 再発行の手続きは必要ありません。	
自動車運転免許証	運転免許証をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 次回の運転免許証の更新申請の際に手続きしてください。 また、次回の更新前に変更を希望する方や証明関係等で変更が必要な方は、運転免許センターや最寄りの警察署の窓口で手続きをしてください。その場合、手数料は無料です。	新潟県免許センター (聖籠町) (025-256-1212)
自動車・オートバイの所有者・使用者の自動車検査証	普通自動車・250ccを超えるオートバイを所有または使用されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、抹消登録は住所の変更登録を行ったうえで手続きをしてください。 なお、新市名に変更することを希望される方は、新市で発行する「合併証明書」を登録申請書に添付して申請することができます。申請手数料は無料ですが、申請用紙代金が必要となります。	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 (025-285-3121)
軽自動車の届出済証	三・四輪の軽自動車を使用されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 新市名に変更を希望される方は、新市で発行する「合併証明書」を申請書に添付し、申請することができます。(転売・廃車の場合は、問い合わせ先にご照会ください。) 申請手数料は無料ですが、申請用紙代金が必要となります。	軽自動車検査協会 新潟主管事務所 (025-275-5845)
オートバイの使用者の届出済証	125ccを超え250cc以下のオートバイを使用されている方	住所変更の手続きは必要ありません。新市名に変更することを希望される方は、新市で発行する「合併証明書」を記入申請書に添付して申請することができます。申請手数料は無料ですが、申請用紙代金が必要となります。	全国軽自動車協会 連合会新潟県事務 取扱所 (025-275-5704)
老人居宅生活支援事業の変更届	事業者	合併後30日以内に住所変更届が必要です。	新発田地域振興局 健康福祉環境部 生活衛生課 (0254-26-9137)
老人デイサービスセンターの住所変更届	施設設置者	合併後30日以内に住所変更届が必要です。	
指定居宅サービス事業者の住所変更	事業者	合併後10日以内に住所変更届が必要です。	新潟県 高齢福祉保健課 (025-280-5190)
指定居宅介護支援事業者の住所変更	事業者	合併後10日以内に住所変更届が必要です。	
指定介護療養型医療施設の開設者の住所変更	施設開設者	合併後10日以内に住所変更届が必要です。	
NHK(日本放送協会)の契約関係	契約されている方	住所変更の手続きは必要ありません。	NHK新潟支局 (025-230-1651)
電話等の契約	契約されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 また、電話番号も変更ありません。	NTT東日本 (116)
電気料金・契約関係	契約されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、名義変更等が必要な場合は手続きが必要となりますので東北電力窓口へご連絡ください。	東北電力 新発田営業所 (0254-22-3138)

国・県・その他の手続き（続き）

項 目	対 象 者	必要となる手続き等	問い合わせ先
都市ガス料金・契約関係	契約されている方	住所変更の手続きは必要ありません。	新発田ガス中条支店 (0254-43-4181)
公共職業安定所関係	雇用保険受給者	住所変更の手続きは必要ありません。	新発田公共職業安定所 (0254-27-6677)
	雇用保険適用事業所	適用事業所関係については、各保険会社に確認してください。	
労働基準監督署関係	事業主	住所変更の手続きは必要ありません。	新発田労働基準監督署 (0254-27-6680)
自賠償・生命保険関係	契約されている方	住所変更の手続きの必要の有無およびその手続き、必要書類等については、各保険会社に確認してください。	
各社公正証書(遺言)、会社の定款の認証	公正証書類を作成されている方	住所の変更手続きは必要ありません。 合併前に作成された公正証書は、合併後においてもすべてそのまま有効です。 なお、合併前に作成済みの公正証書に基づき、合併後に権利義務を実行する場合には、新住所の住民票等が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。	新発田公証役場 (0254-24-3101)
預金通帳・証書関係	通帳・証書等をお持ちの預金者等	各金融機関の普通預金通帳、定期預金証書などについては、住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、当座預金、融資取引などがある方は、住所変更の手続きが必要となる場合がありますので、各金融機関窓口へお問い合わせください。	各金融機関 (郵便局を除く)
キャッシュカード	カードをお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	
クレジットカード	カードをお持ちの方	クレジットカード関係については、各クレジット会社に変更手続きの必要の有無等を確認してください。	

合併後の ごみ収集について

平成18年3月末までは、今までどおり中条町・黒川村それぞれのごみ収集カレンダーに従って出してください。4月以降のごみ収集カレンダーについては、新たに作成し事前に全世帯に配布いたします。

また、ゴミ袋については、中条町・黒川村のものをそのままご使用ください。在庫がなくなりしだい胎内市のものに切り替えていきます。

【問い合わせ先】

中条町役場 町民福祉課
黒川村役場 住民課



協議会を傍聴しませんか

第8回合併協議会

と き 6月21日(火)午後3時から
と ころ 中条町産業文化会館

第9回合併協議会

と き 6月28日(火)午後2時から
と ころ 中条町産業文化会館

受付は30分前から行います。

傍聴はどなたでもできますが、座席は先着順とし満席の場合は、入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。事前予約は不要です。当日直接会場へお越しください。

皆さんの貴重なご意見をお待ちしております。

中条町・黒川村合併協議会事務局

〒959-2693 中条町新和町2番10号(中条町役場内)
TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328

E-mail hokubugo@iplus.jp

URL : <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>